

特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟事務分掌規程

(目的)

この規程は、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟（以下「本連盟」という）の事務分掌について必要な事項を定め、各本部、委員会並びに事務局の責務を明確にすることを目的とする。

第1章 管理本部

(管理本部)

第1条 管理本部においては、次の事務を処理する。

- (1) 総務委員会、財務委員会、法務・倫理委員会を統括し、本連盟の運営や事業の基本方針策定と各本部、委員会事業の承認。また、総務委員会、財務委員会、法務・倫理委員会相互の調整や情報共有を行う。
- (2) 総務委員会、財務委員会、法務・倫理委員会からの報告、連絡、相談内容を整理・検討し本連盟理事会または常任理事会へ上程する。

(総務委員会)

第2条 総務委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 本連盟の運営計画の立案。
- (2) 事務局の運営と管理、職員の採用及び教育。
- (3) 役員に対する研修。
- (4) 各種規程の整備。
- (5) 他団体との連携。
- (6) 連盟の運営効率化のためのシステム化。
- (7) 連盟支給のウェアの開発、管理。

(財務委員会)

第3条 財務委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 本連盟の事業計画と予算の執行を管理。
- (2) 短期、中長期の財務計画策定と財務進捗管理。
- (3) 財務向上のための寄附金や協賛金の資金管理。
- (4) 事務局における、経理・税務申告業務の精査。

(法務・倫理委員会)

第4条 法務・倫理委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) コンプライアンス推進、コンプライアンス推進のための委員会の開催。
- (2) コンプライアンス違反等の相談窓口、内部通報窓口の設置。
- (3) コンプライアンス・ガバナンス強化のための方策、策定、教育研修の実施。
- (4) 処分手続きの規程策定及び処分に関する委員会の設置。

第2章 マーケティング本部

(マーケティング本部)

第5条 マーケティング本部においては、次の事務を処理する。

- (1) 広報委員会、マーケティング委員会を統括し、本連盟の広報・マーケティングの基本方針策定と広報・マーケティング委員会の事業の承認。また、広報委員会、マーケティング委員会相互の調整や情報共有を行う。
- (2) 広報委員会、マーケティング委員会からの報告、連絡、相談内容を整理・検討し本連盟理事会または常任理事会へ上程する。

(広報委員会)

第6条 広報委員会においては、次の事務を処理する。

本連盟の広報に関する企画・立案及び実施。

(マーケティング委員会)

第7条 マーケティング委員会においては、次の事務を処理する。

本連盟のマーケティングに関する企画・立案及び実施。

第3章 普及本部

(普及本部)

第8条 普及本部においては、次の事務を処理する。

- (1) 普及委員会、ダイバーシティ委員会を統括し、本連盟の普及やダイバーシティの基本方針策定と普及委員会、ダイバーシティ委員会の事業の承認。また、普及委員会、ダイバーシティ委員会相互の調整や情報共有を行う。
- (2) 普及委員会、ダイバーシティ委員会からの報告、連絡、相談内容を整理・検討し本連盟理事会または常任理事会へ上程する。
- (3) 競技大会本部、強化本部との連携、調整。

(普及委員会)

第9条 普及委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 普及活動の企画・立案、普及イベントの実施。
- (2) 普及のための競技大会の開催。
- (3) VI-WG の事業実施。

(ダイバーシティ委員会)

第 10 条 ダイバーシティ委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 本連盟の組織運営に女性アスリートおよび女性スポーツに関わるコーチ、指導者、役員等の声を活用できるようにすること並びにパラリンピックムーブメントを推進すること。
- (2) 女性アスリートへの教育および啓発活動、強化スタッフへの教育および啓発活動、JPC 女性スポーツ委員会などの研修参加・情報共有、本連盟の他の委員会や他団体との連携・相談体制の構築を行う。
- (3) 多様性の理解を深めるためにジェンダー、国籍、人種、LGBT、障害の有無（障害レベル差や障害種別の差なども含む）、無意識の障壁等の差別を取り除く活動を行う。

第 4 章 競技大会本部

(競技大会本部)

第 11 条 競技大会本部においては、次の事務を処理する。

- (1) 大会運営委員会、国際委員会、アンチ・ドーピング委員会、医学・クラシフィケーション委員会を統括し、本連盟の大会運営の基本方針策定と、各委員会事業の承認、及び各委員会の調整や情報共有を行う。
- (2) 大会運営委員会、国際委員会、アンチ・ドーピング委員会、医学・クラシフィケーション委員会からの報告、連絡、相談内容を整理、検討し、本連盟理事会または常任理事会へ上程する。
- (3) 強化本部、普及本部との連携し選手の育成、強化を支援する。

(大会運営委員会)

第 12 条 大会運営委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) WPAS、WPNS、WPSB 公認のポイントレースとなる大会の主催。
- (2) VIRTUS 公認の大会の主催。
- (3) マーケティング本部と連携し、大会を通じた障害者スキーと、連盟の活動の広報活動。

(国際委員会)

第 13 条 国際委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) IPC、WPAS、WPSB、WPNS、VIRTUS との諸調整、情報収集、並びに本連盟内での情報共有。
- (2) 国際会議への出席、並びに国際会議の開催に関する情報収集と情報発信。

(アンチ・ドーピング委員会)

第 14 条 アンチ・ドーピング委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) 本連盟内のアンチ・ドーピング活動の企画・立案・実施。
- (2) アンチ・ドーピングに関する普及啓発活動。

(医学・クラシフィケーション委員会)

第 15 条 医学・クラシフィケーション委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) IPC、WPAS、WPSB、WPNS のクラス分けに関する国際情報の収集、並びに国内におけるクラシフィケーションに関する普及啓発、及び体制整備。
- (2) クラシフィケーション対象となる各選手の MDF の作成、及び支援。
- (3) コロナ感染症対策に関する連盟としてのガイドラインの作成、管理。
- (4) VIRTUS に関する情報収集。

第 5 章 強化本部

(強化本部)

第 16 条 強化本部においては、次の事務を処理する。

- (1) アルペン委員会、ノルディック委員会、スノーボード委員会、用具技術開発委員会、選手委員会を統括し、強化事業の基本方針策定と各委員会事業の承認。また、アルペン委員会、ノルディック委員会、スノーボード委員会、用具技術開発委員会、選手委員会相互の調整や情報共有を行う。
- (2) アルペン委員会、ノルディック委員会、スノーボード委員会、用具技術開発委員会、選手委員会からの報告、連絡、相談内容を整理・検討し本連盟理事会または常任理事会へ上程する。
- (4) 普及本部、競技大会本部との連携、調整。

(アルペン委員会)

第 17 条 アルペン委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) パラアルペン、ID アルペン競技及び普及の企画・立案。
- (2) 競技力向上及び競技普及のための情報収集及び戦略立案。

- (3) 国際大会、国内大会への選手派遣。
- (4) 代表選手や強化指定選手の選考。
- (5) IPC、WPAS、VIRTUS、JPC、JSC 等の連携。
- (6) JPC、JSC への事業報告、各種申請、その他関連事、書類作成。
- (7) NTC の活用。
- (8) 競技ルールを検討、普及。
- (9) 競技用具の開発。
- (10) スポーツ医学、専門医の設置、選手の健康管理や安全の確保
- (11) アンチ・ドーピング活動の実践。

(スノーボード委員会)

第 18 条 スノーボード委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) パラスノーボード競技及び普及の企画・立案。
- (2) 競技力向上及び競技普及のための情報収集及び戦略立案。
- (3) 国際大会、国内大会への選手派遣。
- (4) 代表選手や強化指定選手の選考。
- (5) IPC、WPSB、JPC、JSC 等の連携。
- (6) JPC、JSC への事業報告、各種申請、その他関連事、書類作成。
- (7) NTC の活用。
- (8) 競技ルールを検討、普及。
- (9) 競技用具の開発。
- (10) スポーツ医学、専門医の設置、選手の健康管理や安全の確保
- (11) アンチ・ドーピング活動の実践。

(ノルディック委員会)

第 19 条 ノルディック委員会においては、次の事務を処理する。

- (1) パラノルディック、ID ノルディック競技及び普及の企画・立案。
- (2) 競技力向上及び競技普及のための情報収集及び戦略立案。
- (3) 国際大会、国内大会への選手派遣。
- (4) 代表選手や強化指定選手の選考。
- (5) IPC、WPNS、VIRTUS、JPC、JSC 等の連携。
- (6) JPC、JSC への事業報告、各種申請、その他関連事、書類作成。
- (7) NTC の活用。
- (8) 競技ルールを検討、普及。
- (9) 競技用具の開発。
- (10) スポーツ医学、専門医の設置、選手の健康管理や安全の確保

(11) アンチ・ドーピング活動の実践。

(用具・技術開発委員会)

第20条 用具・技術開発委員会においては、次の事務を処理する。

スノースポーツにおける用具・技術開発の企画・立案・実施。

(選手委員会)

第21条 選手委員会においては、次の事務を処理する。

選手達の意見・要望を集約して常任理事会に提言する。

(事務局)

第22条 事務局においては、次の事務を処理する。

- (1) JPC、JSC 等への補助金の申請、精算、報告業務。
- (2) IPC、WPAS、WPSB、WPNS、VIRTUS、JPC、JSC 等の連携。
- (3) 各チームの事業及び本連盟の活動に要した費用の精算業務。
- (4) 職員の人事・給与に関する事務、社会保険事務。
- (5) 納税業務。
- (6) 会計・経理帳簿類の作成、管理。
- (7) 所轄官庁への諸報告業務。
- (8) 会員登録、会員証の発行業務。
- (9) 海外・国内遠征の際の選手、スタッフの所属団体への依頼文書の作成、送付。
- (10) 総会、理事会、常任理事会等に関する事務。
- (11) 本連盟運営に関する苦情についての窓口業務。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この事務分掌規程は、平成28年11月26日から施行する。

平成28年11月26日 制定

令和1年10月14日 改定

令和2年6月20日 改定

令和3年2月27日 改定